



発行 あおぞら税理士法人 **編集** 鈴木 裕之
 〒963-0101 福島県郡山市安積町日出山三丁目71番地
 TEL 024-944-3644 FAX 024-943-5711
 HP URL <https://tax-aozora.com>

早いもので今年も残り少なくなりました。1年をきちんと振り返り、新しい年に臨みたいですね。掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当法人までお問い合わせください。

国税庁や税務署をかたる詐欺メールや電話にご注意を

国税庁や税務署をかたる詐欺が巧妙化しています。最近の詐欺手口の傾向と対策をご案内します。

定額減税や給付金の還付で誘う手口◆

税務署や市町村役場を装い「定額減税の関係で還付を受けられる」との名目で、銀行口座や暗証番号等を尋ねたり、ATMからの送金を促したりする詐欺が報告されています。

定額減税や給付金について、国税庁(局)や税務署、都道府県や市区町村が、電話やメールで個人情報を尋ねたり、送金を指示したりすることは一切ありません。安易に返答したり、メールに記載されたURLにアクセスしたりしないよう、ご注意ください。最近ではAI・自動音声による電話で、税金と称して金銭を要求する事例も報告されています。

税金の未払や滞納で不安を煽る手口◆

国税庁や国税不服審判所を名乗り、「滞納や未納がある」として税金の督促を装う詐欺もあります。期限を指定してその日までに納めなければ差押えを執行すると脅し、不安を煽りつつ特定サイトに誘導し、個人情報やクレジットカード情報等を入力させる手口です。例えば次の件名でメールが届きます。

税務署からのお知らせ【宛名の登録確認及び秘密の質問等の登録に関するお知らせ】

e-Tax税務署からの【未払い税金のお知らせ】

【重要】滞納した税金がございます

【税務署】未払い税金のお知らせ

【重要】国税電子申告・納税システム

メールには、「発行元：国税庁」などと明記され、住所や法人番号等も記載されていますが、これらも偽装です。そもそも国税庁等が納付や差押えに関するメールを送信することはありません。

また、e-Tax から送信される「税務署からのお知らせ」を装った詐欺メールの事例もあります。正規のe-Taxからのメールを見分けるポイントは、以下のとおりです。

送信元表記が「e-Tax(国税電子申告・納税システム)

<info@e-tax.nta.go.jp>」である

宛名登録している場合には、メール本文の宛名に登録した宛名が表示される(「担当者様」「納税者様」といった広く一般的な表現はされない)

支払の催促などの内容を含むメールは送信されない

税務調査を匂わせるアプローチ◆

税務調査の実施を連絡するメールで税務署をかたるアカウントに送金を求めたり、「税務署からのアンケート」や「株取引等に関連して……」と偽り、電話で個人情報を聞き出そうとしたりする手口もあります。

また、税務調査や滞納整理を装って直接自宅等を訪問し、帳簿や金庫を見たり、現金やキャッシュカード等を持ち去ったりする、ニセ税務職員の事例も発生しています。税務職員が税務調査等で訪問する際には、必ず質問検査章と顔写真付きの身分証明書を携帯しています。査察調査等の際は、裁判官が発付した「臨検・捜索・差押許可状」を必ず呈示しています。

不審に思われた場合は、即答を避け、相手の所属部署や氏名、電話番号等を控えた上で、最寄りの税務署にお問い合わせください。



お仕事カレンダー

| | |
|-----------|--|
| 12月10日(火) | 源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納期限(11月分) |
| 1月6日(月) | 健康保険・厚生年金保険料の支払期限(11月分)(1月6日期限) |
| | 10月決算法人の申告・納税、4月決算法人の予定納税申告・納付期限(1月6日期限) (前事業年度の法人税額が20万円超、直前の課税期間の消費税年税額が48万円超400万円以下) |
| | 1月・4月・7月決算法人の消費税予定納税申告・納付期限(1月6日期限) (直前の課税期間の消費税年税額が400万円超4,800万円以下) |

110万円の贈与なら、どちらがお得？

個人間の贈与には、原則、贈与税がかかります。この贈与税の課税方法は、(1)暦年課税と(2)相続時精算課税の2つがあります。

2024年分の贈与から一部改正がなされたことで、どちらの課税方法を選択するか改めての検討が必要な場合も……。

110万円の贈与を例に考えてみます。

贈与税を計算する2つの方法◆

(1)暦年課税

(2)を選択した場合を除き、暦年(1月1日から12月31日)ごと、受贈者がその年分に贈与を受けた財産の合計額について、原則、次の算式で贈与税額を計算します。

その年分の受贈財産の合計額 - 基礎控除額(110万円) = 差引金額(A)

A × 税率 = 贈与税額

() 速算表によるが、贈与者と受贈者との続柄や受贈者の年齢によって適用する税率(一般税率・特別税率)は異なる

贈与者の死亡により相続が発生した場合、相続等により財産を取得した方は、原則、相続開始前3年以内(2024年の贈与から7年以内)に贈与を受けた分を相続財産に加算(生前贈与加算)して、相続税額を計算します。

(2)相続時精算課税

60歳以上の父母や祖父母等から18歳以上の子や孫等への贈与など、一定の要件に該当する場合、受贈者は贈与者ごとに相続時精算課税を選択できます。選択した場合の贈与税額は、その贈与者ごとに、原則、次の算式で計算します。

相続時精算課税を選択した贈与者(特定贈与者)からのその年分の受贈財産の合計額 - 基礎控除額(110万円) ¹ - 特別控除額 ² = 差引金額(A)

A × 20% = 贈与税額

(1) 2024年分の贈与から適用。特定贈与者が複数ならば按分必要

(2) 2,500万円(既に前年以前にこの特別控除額を控除している場合は、残額)

特定贈与者の死亡により相続が発生した場合、受贈者は、原則、贈与時の価額を相続財産に合算して、相続税額を計算します。

() 2024年分以降の贈与は基礎控除額を超える部分。別途被災特例あり

110万円の贈与ならば？◆

(1)と(2)どちらを選択すると税金が得になるか、次の例で考えてみましょう。

例. 2024.12 : 70歳父から45歳子へ110万円贈与

2026.10 : 父死亡で相続発生、子は相続財産を取得

| | 2024.12贈与 | 2026.10相続(加算・合算分) |
|-----|-----------|-------------------|
| (1) | 贈与税額 0円 | 生前贈与加算 110万円 |
| (2) | 贈与税額 0円 | 相続時精算課税課税適用財産 0円 |

贈与は基礎控除額以下で、どちらも贈与税額は発生しません。相続での(2)は基礎控除額以下で合算額はなく、(1)より生前贈与加算額に係る相続税額相当分が得となります。

ただし、(2)の選択には、次に留意します。

(2)を選択する場合は、たとえ贈与税の申告書を提出しなくとも、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までに、相続時精算課税選択届出書の提出が必要
特定贈与者からの贈与は、その後の贈与についても必ず(2)を適用し、(1)への変更は不可

上記例では(2)が得になりましたが、条件次第ではそうとも言い切れません。まずは、(2)が適用できるか確認をし、適用可能であれば試算しましょう。そもそも贈与は将来において争族となる可能性も秘めています。十分検討した上で実行する必要があります。

お 仕 事 備 忘 録

1. 年末調整の実施...そろそろ資料を回収し、添付もれのチェックや入力作業を行っている方も多いことでしょう。従業員数の多い会社では、作業スケジュールを作成し、進捗管理をしておくことが重要です。
2. 源泉徴収票等の法定調書関係の作成...給与計算の他、源泉徴収は1月からまた新しい年度がスタートします。記載事項に変更がないかどうか、必ず新年度の扶養控除等申告書で確認しましょう。また当年分の締めくくりとして、給与所得の源泉徴収票の作成と交付、その合計となる法定調書合計表の作成(提出期限は2025年1月31日)に向けた準備を早めに行いましょう。
3. 賞与支払届の提出...賞与を支払ったときは、「賞与支払届」を5日以内に年金事務所(健康保険組合に加入している場合は健康保険組合)へ届け出る必要があります。

～冬期休業のお知らせ～

(出典: MyKomon)

2024年12月28日(土)～2025年1月5日(日)まで休業とさせていただきます

なお、2025年1月6日(月)より通常営業となります

お客様にはご迷惑をおかけしますが、何卒ご了承いただきますようお願い申し上げます

